

の團體の總裁や會長であることを悪用して労働階級に不當の圧迫を加へ労働大衆を威嚇してゐる。九州聯合會に於ては再三当局に抗議を申込みたるも、彼等は其の會の性質が社友團體であるとして何等改むるところがない。労働階級の權益確保のため、官吏本来の立場に於てその責務をつとめるため本案を提出する。

質問なく、討論に入り、梅田民衆(大阪聯合會)君が官吏の資  
本家團體に加入するのは、決して九州のみの殊事情ではなく、  
全國的現象である。

として大阪地方の工業會に官吏の名譽職として参加してゐる  
事実を述べ、此の問題は全國的問題として、反対運動を喚